千葉県市町村職員互助会の概要

1　目的

千葉県内の市町村等が、千葉県市町村職員共済組合と共同して職員のために実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により、福祉増進の事業を行い、もって職員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。千葉県市町村職員互助会は、千葉県市町村職員共済組合の補完事業を担うため組織されています。

2　会員数（令和５年４月１日現在）

千葉県内市町村等 104 団体 67,566 人（任意継続会員を含む。）（うち千葉市現職会員 8,713 人）

3　主な事業の概要

出産費助成金給付事業、長期療養者助成金給付事業、介護休暇助成金給付事業など詳しい内容は、千葉県市町村職員共済組合ホームページの下記に掲載しています。

予算については、(https://www.c-scskyousai.or.jp/member/07_dayori/701/pdf/gojokai2023.pdf)のＰ２をご覧ください。

決算については、(https://www.c-scskyousai.or.jp/member/07_dayori/701/pdf/2308_no570.pdf)のＰ１３をご覧ください。

4　予算・決算状況（千葉市分）

区　　分		会員掛金	市負担金	１人当たりの公費負担額
令和４年度	予算額	14,467 千円	14,467 千円	1,953 円
	決算額	12,306 千円	12,279 千円	1,430 円
令和５年度	予算額	14,649 千円	14,649 千円	1,681 円

（１）掛金率

標準報酬月額（１人当たり）×3.6/1000

（２）負担金率

標準報酬月額（各会計科目）×3.6/1000

「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」とされています。(地方公務員法第４２条)

本市では、職員の生活を安定させ、職員が安心して公務に専念することにより、公務能率の維持増進に寄与することを目的とした福利厚生事業を実施する千葉県市町村職員互助会に負担金を支出しています。(年度１回)